

競馬法違反事案にかかる再発防止策について

平成 28 年 4 月 15 日、兵庫県競馬組合園田競馬場きゅう務員が競馬法（競馬法第 29 条 勝馬投票券の購入等の制限）違反の容疑により逮捕されました。

今回の事案は、競馬法第 29 条第 8 号の規定により「地方競馬の競走に関する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者」は、「全ての地方競馬の競走」について、「勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない」とされているにもかかわらず、これに違反したものです。

これは、昨年 12 月にばんえい競馬において同様の事案が発生し、それを踏まえた取り組みを進めている最中に発生した事案ということだけではなく、全国の地方競馬ファン、日頃から当競馬組合へご支援、ご協力をいただいている多くの関係者の方々の信頼を裏切る行為となりました。

今回の事案を教訓とし、二度とこうした事案が発生することのないよう、今後の対応策を下記のように定め、再発防止に取り組んでまいります。

〔再発防止策〕

1 きゅう舎関係者への法令遵守に対する意識改革

(1) きゅう舎月例会での訓示・指導による徹底

毎月 1 回、園田競馬場及び西脇馬事公苑に分けて組合と調教師会、騎手会、きゅう務員会の関係者を集め「きゅう舎月例会」を開催し、法令等の内容説明や競馬場・きゅう舎内で起きた事件・事故等の周知徹底、公正競馬にかかる注意事項などの訓示や指導を行い、法令遵守の意識の向上を図っていきます。

また、当該「きゅう舎月例会」の場は、組合にとってもきゅう舎関係者との連絡調整や情報収集の場ともなることから、この場で得られた情報を個別に精査し、事件・事故等の未然防止に活用していきます。

さらに、緊急事案が発生した場合には、その都度、きゅう舎関係者代表者等を招集し、組合から訓示や指導を実施するなど、適時適切な対応により、きゅう舎関係者全員の法令遵守の意識の徹底を図っていきます。

(2) 法令遵守意識の向上及び情報共有のための研修会の開催

現在、園田競馬場及び西脇馬事公苑において、調教師、騎手、きゅう務員全員を対象に、毎年 1 回、地方競馬全国協会や警察署などから部外講師を招致して研修会を開催して法令遵守の徹底を図っていますが、今後は、少なくとも年 2 回の研修会を開催することにより、さらに法令遵守の意識強化を図っていきます。

(3) 新規きゅう務員認定時における電話投票加入状況の確認

認定済みのきゅう務員に対しては、認定の更新の際に電話投票加入状況の聞き取り調査を行うとともに、基本的な法令、遵守事項について再確認させます。また、新規に認定を行うきゅう務員に対しては、面談の際に基本的な法令、遵守事項について理解させるとともに、電話投票会員の加入状況の有無を確認し、地方競馬馬券のみを取り扱う電話投票会員に加入している場合には、当該契約を解約したことを確認した後に認定を行います。

2 きゅう舎関係者に対する監視体制の強化

(1) 公正確保対策のための組織の強化

現在、当組合では、兵庫県地方競馬の公正確保を図るための組織として、競馬組合、構成団体、地方競馬全国協会、馬主協会、調教師会、騎手会、きゅう務員会の代表者で構成する「兵庫県地方競馬公正確保対策会議」のほか、組合ときゅう舎関係者が競馬の公正確保に関する情報や意見交換等を行うための「競馬の公正確保に関する連絡会」を設置しています。この連絡会は、公正確保にかかる制度改正等についての報告説明などこれまで必要に応じて開催していましたが、今後は、少なくとも年1回は開催し、更なる連絡会の機能の充実を図ります。

さらに、公正確保対策会議をより実効性のある会議にするため、対策会議の下に競馬組合職員で構成する「兵庫県競馬組合公正確保調査委員会（仮称）」を新たに設置し、公正確保に係る個別の事故、事件等に対して、迅速かつ細密な調査を実施し、事案解決に向けより機動的な対応を行います。

(2) きゅう舎地区巡回による監視体制の強化

禁止薬物発生防止や環境美化等の徹底を図るため、入厩時や馬のレントゲン撮影時などに組合職員によるきゅう舎巡回を行っているほか、調教師会では年2回巡回の実施監視を行っていますが、調教師会の巡回にきゅう務員会役員を加えた新たな巡回体制を構築するとともに、回数も4半期毎に増やして巡回を実施するなど監視体制の強化を図っていきます。

また、素行不良者を把握するため、公益財団法人競馬保安協会の駐在員等と連携して、きゅう舎情報の収集にも努めます。

(3) 電話投票委託会社との連携強化

今回の事案により、当組合では新たに当きゅう舎関係者となる者を含め、全てのきゅう務員に馬券購入履歴等の有無を電話投票委託会社へ照会するための同意書の提出を求めます。これにより、きゅう舎関係者のネットによる馬券購入等の違反行為の抑止力とするとともに、馬券購入等の疑い事案が発生した場合には、必要により当該電話投票委託会社と連携し、早期に調査を開始し事案の解決を図っていきます。

また、再発防止策の実施状況については、農林水産省、地方競馬全国協会に4半期毎に報告するとともに、兵庫県地方競馬公正確保対策会議にも取組内容を報告し、実効性や効果の検証を行うこととします。

本書に示す再発防止策等については、兵庫県競馬組合、調教師会、騎手会、きゅう務員会の全ての競馬関係者が一丸となって取り組んでいかねばならない喫緊の課題であることを十分に認識し、二度と今回のような事案を起こさないという不退転の決意で取り組んでまいります。